

第39回始良中央地区合併協議会会議次第

日時 平成17年8月17日(水)午後1時30分～

場所 国分シビックセンター多目的ホール

1 開 会

2 会長あいさつ

3 諸般の報告

4 議 事

(報告事項)

- (1) 報告第30号 - 国民健康保険事業の取扱いについて(協定項目21)
- (2) 報告第31号 - 保健衛生事業の取扱いについて(協定項目25 - 9)
- (3) 報告第32号 - 障害者福祉事業の取扱いについて(協定項目25 - 11)
- (4) 報告第33号 - 高齢者福祉事業の取扱いについて(協定項目25 - 12)
- (5) 報告第42号 その他の福祉事業【老人医療】の取扱いについて(協定項目25 - 15 -)
- (6) 報告第40号 - 農林水産関係事業【農業】の取扱いについて(協定項目25 - 16 -)
- (7) 報告第43号 農林水産関係事業【林業】の取扱いについて(協定項目25 - 16 -)
- (8) 報告第44号 - 農林水産関係事業【耕地】の取扱いについて(協定項目25 - 16 -)
- (9) 報告第45号 商工・観光関係事業の取扱いについて(協定項目25 - 17)
- (10) 報告第41号 - 建設関係事業【都市整備】の取扱いについて(協定項目25 - 18)
- (11) 報告第41号 - 建設関係事業【建築住宅】の取扱いについて(協定項目25 - 18)
- (12) 報告第37号 - その他事業【選挙管理委員会関係事務】の取扱いについて
(協定項目25 - 27 -)
- (13) 報告第46号 その他事業【温泉事業】の取扱いについて(協定項目25 - 27 -)

(協議事項)

- (14) 協議第71号 新市の市章について(協定項目20)

5 その他

- (1) 次回の会議日程等について

6 閉 会

会 議 出 席 者

有村久行委員	湯前則子委員
福島英行委員	大庭 勝委員
前田終止委員	山口茂樹委員
吉村久則委員	榎木ヒサ工委員
津田和 操委員	上村哲也委員
小原健彦委員	新村 俊委員
西村新一郎委員	宮田揮彦委員
山下勝義委員	石田與一委員
福丸 一委員	徳永麗子委員
榎並 勉委員	松山典男委員
深町四雄委員	岩崎薩男委員
徳田和昭委員	狩集玲子委員
樋渡 明委員	砂田光則委員
常盤信一委員	松永 讓委員
今村日出子委員	原田統之介委員
黒木更生委員	八木幸夫委員
尾崎東記代委員	林 麗子委員
桑原映人委員	
稲垣克己委員	
川畑征治委員	
小久保明和委員	
諏訪順子委員	
松枝洋一郎委員	
秋峯イクヨ委員	
今島 光委員	
延時力蔵委員	
道祖瀬戸謙二委員	
東鶴芳一委員	
原 京子委員	

会 議 欠 席 者

西 勇一委員

今吉耕夫委員

森山博文委員

脇元 敬委員

永田龍二委員

児玉實光委員

「開 会 午後 1時30分」

○始良中央地区合併協議会事務局参事（仙場 裕也）

皆さんこんにちは。ただいまから第39回始良中央地区合併協議会を開会いたします。一同礼。本日はご出席43名でございます。ここで合併協議会規約に定めます定足数を満たしておりますことを報告させていただきます。なお、ご都合によりまして今吉委員、森山委員、脇元委員、永田委員から本日の会議の欠席のお届けをいただいております。まず初めに始良中央地区合併協議会鶴丸会長がごあいさつを申し上げます。

○始良中央地区合併協議会会長（鶴丸 明人）

皆さんこんにちは。ただいま事務局の方からもございましたように、本日は第39回目の始良中央地区合併協議会を開催をさせていただきました。委員の皆様方には、残暑大変厳しい折、また、お忙しい中にご出席を賜り、誠にありがとうございました。ご案内のとおり、今年は戦後60年目の節目ということで去る8月15日に終戦記念日を迎えまして、改めまして犠牲者のご冥福をお祈り申し上げますとともに、恒久の平和を念願するものでございます。また、皆さんご案内のとおり、8月8日に衆議院議員が解散され、9月11日が投票日となっております。この大きな節目の年に国の将来を大きく左右することになる大事な選挙であるのではないかと、そういう気がしているところでございます。いよいよ新市霧島市の誕生まで82日ということになりました。始良中央地区合併協議会におきましても合併までに報告するという形にいたしておりました項目につきましてもほぼ、案件につきましても大詰めを迎えておりますが、本日も数多くの案件をご報告申し上げますので、どうかよろしくお願いを申し上げます。なお、前回の会議で事前提案しております新市霧島市の市章についても決定をいただくことにいたしておりますので、よろしくお願いを申し上げます。簡単ではございますが、ごあいさつとさせていただきます。どうかよろしく本日もお願い申し上げます。

○始良中央地区合併協議会事務局参事（仙場 裕也）

これからの会議の進行につきましては、始良中央地区合併協議会規約に基づきまして会長が議長を務めて進行いたします。よろしくお願いをいたします。

○始良中央地区合併協議会会長（鶴丸 明人）

それでは、会議の議長を務めさせていただきますが、協議に入る前に、津田和委員の方から発言を求められておりますので、ここでお願いいたします。

○始良中央地区合併協議会委員（津田和 操）

皆さんこんにちは。実は私が、昨日町長選挙の告示がされまして、そして昨日1日選挙運動をやりました。そういうことで皆さんと一緒にここにこうして来れないんじゃないかという心配をしておりましたが、何とか皆さんと一緒にここに顔を出すことができました。いろんな面でまたいろんな角度から応援をいただきましてありがとうございました。あと皆さんと一緒に82日間、第3期目の町長を務めさせていただきます。どうかよろしくお願いをいたします。ありがとうございました。（拍手）

○始良中央地区合併協議会会長（鶴丸 明人）

ありがとうございました。それでは、早速協議に入りたいと思います。会議次第第3の諸般の報告でございます。合併協議会の行事や事務局の動き等について事務局の方から説明をお願いいたします。

○始良中央地区合併協議会事務局長（藤田 満）

それでは、諸般の報告を申し上げます。本日の会議資料、会議次第に続きまして1ページから2ページにかけて諸般の報告として整理をさせていただきますので、その主なものについてご説明を申し上げます。8月4日に第38回の協議会を開催して以降の主なものについて整理をさせていただきます。8月の9日をご覧いただきたいと思いますが、霧島市誕生記念夏休みバスツアーを実施をいたしております。これにつきましては1市6町の小学生、中学生、小学生は4年生以上でございますが、を対象に1市6町内の主な施設等を巡るバスツアーを計画をいたしたところでしたが、参加者が80名を予定いたしておりましたけれども、多くの希望がございまして、結果といたしまして101名の参加でもって実施をすることができました。当日は9時に当シビックセンターを出発いたしまして1市6町の主な施設を巡ったところでございます。何の事故もなく無事に終了いたしましたので、ご報告を申し上げておきます。それから、8月の11日でございますけれども、第44回の幹事会を開催をいたしております。内容につきましては本日協議会に提案いたしております報告事項について協議を行っております。また、そのほかにBランクの幹事会で決定する事項等についても協議を行いました。そのようなことが主な内容でございます。それから、同日1市6町の子どもの育成連絡協議会の会長会議を開催いたしました。これにつきましても新市の子どもの育成会連絡協議会の組織の在り方について会長さん方等にお集まりをいただきましてご協議を願ったところでございます。それから、開けていただきまして2ページの方には本日の第39回の協議会の予定が書いてございます。そして、また、下の方の表には今後の予定といたしまして8月18日から9月21日までの協議会の会議等の内容について整理をさせていただきますので、お目通しを願いたいと思います。それから、一部新聞等でもうご覧になったかと思っておりますけれども、新設合併に伴います霧島市長選挙、それから同市議会議員選挙の期日についてでございますけれども、合併協定の審議をしていただく中で附帯意見として11月中実施の要望という形での意見が付けられておりました。これらを受けまして選挙管理委員会の方におきましても1市6町それぞれのこの選挙日程についてのご検討をいただいておりますところですが、このたび1市6町の各選挙管理委員会の委員長さん名でもってこの選挙日程についてのいわゆる申し合わせが整ったということで発表がされたというところでございます。私どもの始良中央地区合併協議会の方にもその旨連絡が届いたところでございます。若干内容を申し上げますと、文面におきましては、「霧島市長選挙及び市議会議員選挙の期日等を1市6町の選挙管理委員会において下記のとおり申し合わせをいたしましたので、お知らせいたします。」ということが1点です。「なお、正式には11月7日の新市発足後に開かれる暫定選挙管理委員会で決定をする予定です。」ということでございました。その内容といたしましては、まず、選挙日といたしまして、これは投票日になりますが、平成17年11月27日、それから告示日でございますけれども、平成17年11月の20日ということでございます。なお、また、17年の6月2日現在の選挙人名簿の登録者数も併せて添えてございました。ちなみに国分市でございますけれども、4万1,153人、溝辺町が6,926人、横川

町が 4,487人、牧園町が 7,649人、霧島町が 4,765人、隼人町が 2万 8,570人、福山町が 5,649人、合計で 9万 9,199人、これが平成17年 6月 2日現在の選挙人名簿に登録をされている人数ということで併せてご報告がございました。以上、諸般の報告に代えさせていただきます。

○始良中央地区合併協議会会長（鶴丸 明人）

ただいま事務局長から説明がございましたが、諸般の報告につきまして何かございませんでしょうか。

[「なし」と言う声あり]

特に質問等がないようでございますので、諸般の報告は終わらせていただきます。続きまして会議次第 4の議事に入ります。まず、報告事項でございますが、報告事項の(1)、報告第30号 - 、国民健康保険事業の取扱いについて(協定項目21)を議題といたします。これにつきましては併せまして報告事項(5)の報告第42号、その他の福祉事業【老人医療】の取扱いについて(協定項目25 - 15 -)が関連がございますので、一括して議題としたいと思います。それでは、生活環境専門部会から説明をお願いいたします。はい、部会長。

○始良中央地区合併協議会生活環境副部会長（黒木 トシエ）

それでは、報告第30号 - 、協定項目21、国民健康保険事業の取扱いについて及び関連がございます報告第42号、協定項目25 - 15 - 、その他の福祉事業【老人医療】の取扱いについてを協議、決定された調整方針に基づき、同じ内容で調整させていただきましたので、2件併せて報告させていただきます。平成17年 8月17日提出、始良中央地区合併協議会長名です。協定項目21、国民健康保険事業の取扱いについて、平成15年12月25日に協議会で承認されましたレセプト点検事業及び協定項目25 - 15 - 、その他の福祉事業【老人医療】の取扱いについて、平成16年 1月15日の協議会で承認されましたレセプト点検事業について、レセプト点検事業については専門職員を雇用し業務を行う。レセプト開示については、取扱要領等を合併までに調整し、新市に引き継ぐとした具体的な調整結果について報告いたします。レセプト開示については、既にご承知いただいております現行のレセプト開示取扱要領等で調整を行ってまいりましたが、本年 4月より個人情報の保護に関する法律が全面施行され、診療報酬明細書等の開示取り扱いについても平成17年 4月 1日付で厚生労働省より具体的な開示手続きを定め、個人情報の保護徹底を図るよう通知がありましたので、霧島市国民健康保険及び老人保健診療報酬明細書等の開示に係る取扱要領につきまして国の通知を基に整備いたしました。関係の改正部分につきましては別紙レセプト開示取り扱いとして添付いたしておりますので、ご覧いただきたいと思います。以上で報告を終わります。よろしくお願いたします。

○始良中央地区合併協議会会長（鶴丸 明人）

ただいま生活環境専門部会の方から説明がございましたが、何かご意見・ご質問等がありましたら挙手をお願いいたします。はい、八木委員。

○始良中央地区合併協議会委員（八木 幸夫）

4点教えていただきたいんですけども、一つが1ページのレセプト点検事業で、「レセプト点検事業については専門職員を雇用する。」とありますけども、この専門職員は一般の職員なのか、それとも有

資格者なのか。それを教えていただきたい点が一つ、それから、別紙のですね2ページの資料の中でアンダーラインの引いてある所のちょっと下ですね、「その際保険医療機関等においては主治医の判断を求めるものとする。」、新旧合わせると基本的には同じことなんですけども、私たち医療機関にとっても個人情報の保護は4月からスタートして非常にナーバスになっているところなんですけども、これは主治医の判断なのか、それとも医療機関の判断なのか、それとも両方なのか。この辺がはっきりされているのかどうかを教えていただきたいということと、それから、ずっと下りてきて、3の「診療報酬明細書等が医師の個人情報となる場合があること。」ということに関してどういうことを想定されているのか教えていただきたいということ。それから、もしトラブルが発生した場合に、例えば、レセプトですので、がんの問題とか、認知症の問題とか、アルコール依存症の問題とか、多々可能性あると思いますけども、その辺の責任問題はどうなるのか。お分かりになる範囲で教えていただきたいと思います。以上です。

○始良中央地区合併協議会会長（鶴丸 明人）

事務局よろしいですか。はい、専門部会長。

○始良中央地区合併協議会生活環境副部会長（黒木 トシエ）

まず1番のご質問ですけれども、専門員の方は有資格者ということになります。それから、2番目の主治医の判断なのか、医療機関の判断なのかということでしたけれども、医療機関へ照会するということですので、医療機関ということになります。それから、3番は医師の個人情報となるのが分かっているということだったんですけれども、一般のレセプトには医師の氏名は出てこないかと思えますけれども、施設の関係で医師の個人名が出てくるようでございますので、そこらあたりは該当するのではないかと思います。それから、4番目のトラブルの関係ですね、責任問題についてということでしたけれども、その件につきましてはまだ協議いたしておりません。以上でございます。

○始良中央地区合併協議会委員（八木 幸夫）

どうもありがとうございました。その有資格者の資格というのは何、もしお分かりでしたら、教えてください。

○始良中央地区合併協議会生活環境副部会長（黒木 トシエ）

医療事務技能審査資格というのがあるようでございますので、そちらの方の試験を受けていただいて資格を持っていらっしゃる方ということになります。

○始良中央地区合併協議会会長（鶴丸 明人）

よろしゅうございますか。ほかにはございませんでしょうか。

[「なし」と言う声あり]

ほかには特別ございませんので、この二つの報告案件につきましては報告のとおり取り扱うことにいたします。それでは、次に、報告事項(2)、報告第31号 - 、保健衛生事業について(協定項目25 - 9)を議題といたします。本件につきましても、保健福祉専門部会の方かな、本件につきまして説明をお願いいたします。はい、部会長。

○始良中央地区合併協議会保健福祉副部長（西 剛）

それでは、報告第31号 - 、協定項目25 - 9、保健衛生事業について、平成15年12月25日、協議第27号について協議、決定された調整方針に基づき別紙のとおり調整しましたので、報告いたします。平成17年8月17日、合併協議会長名、母子健診についてですが、母子保健法に定める健診については現行のとおり新市に引き継ぐ。ただし、それ以外の健診については合併までに調整するとしたことについて具体的な調整結果を申し上げます。母子保健法に定める健診以外の健診については統一して実施します。健診の受診場所は原則居住している総合支所としますが、他の総合支所でも受診可能とします。また、妊婦一般健康診査と乳児健康診査、9か月から11か月でございますが、これにつきましては現行のとおり医療機関に委託します。以上調整しましたので、報告いたします。終わります。

○始良中央地区合併協議会会長（鶴丸 明人）

ありがとうございました。ただいま保健福祉専門部会から説明がございました。この件につきまして何かご意見・ご質問等がありましたら挙手をお願いいたします。特にございませんか。なければ、この件についても報告のとおり取り扱うことといたします。次に、議事の（3）、報告第32号 - 、障害者福祉事業の取扱いについて（協定項目25 - 11）を議題といたします。本件につきましても保健福祉専門部会の方から説明をお願いいたします。はい、保健福祉専門部会長。

○始良中央地区合併協議会保健福祉部会長（福盛 安美）

それでは、報告第32号 - 、障害者福祉事業の取扱いについて（協定項目25 - 11）、障害者福祉事業の取扱いについて、平成15年12月25日協議、決定された調整方針に基づき別紙のとおり調整したので、報告する。平成17年8月17日提出、始良中央地区合併協議会長名でございます。1ページ目でございますが、協議項目1の障害児（身体・知的）居宅支援事業については国分市の例により新市に引き継ぐ。ただし、事業所に対する単費補助金の取り扱いについては合併までに調整するとの調整方針でございましたが、具体的な調整結果は、単独補助金の取り扱いについては、補助基準を別表のとおり設け、また、他の自治体間同士の運営補填は行いません。実施時期は平成18年度からでございます。現在国分市のひまわり園と横川町のぽっぽくらぶの2箇所障害児のデイサービス事業を行っておりますが、障害者支援費制度の支援費のみでは運営を行っていくことが困難で、各市町では単独補助を行っております。両園とも定員は1日あたり15名でございますが、平均8名及び5名程度の実績しかなく、運営費補助は必要となっております。今回この単独補助に一定の基準を設けたものでございます。2ページの別表でございますが、補助金の種類は運営費補助、対象経費は霧島市障害児デイサービス事業を行うために必要とする人件費と管理費といたしました。1日あたりの利用児童数に応じて基準年額を設定しております。以上、障害者福祉事業の取扱いについての具体的な調整結果の報告を終わります。よろしく願い申し上げます。

○始良中央地区合併協議会会長（鶴丸 明人）

それでは、ただいま保健福祉専門部会の方から説明がございましたが、何かご意見・ご質問等がありましたらよろしく願いいたします。特に質問等ないようでございますので、本件はこの報告のとおり

取り扱うことといたします。次に、議事の(4)、報告第33号 - 、高齢者福祉事業について(協定項目25 - 12)を議題といたします。本件につきましても保健福祉専門部会の方から説明をお願いいたします。はい、どうぞ。

○始良中央地区合併協議会保健福祉副部長(吉田 廣文)

報告第33号 - 、高齢者福祉事業の取扱いについて(協定項目25 - 12)、高齢者福祉事業の取扱いについて、平成15年12月25日、協議第29号、協議、決定された調整方針に基づき別紙のとおり調整したので、報告する。平成17年8月17日提出、始良中央地区合併協議会長名でございます。1ページをお願いします。家族介護用品の支給事業ですが、協議、決定された調整方針は、事業は現行のとおり新市へ引き継ぐ。ただし、支給方法、対象者の要件については、合併までに調整するでした。具体的な調整結果としまして、1、事業の目的、在宅高齢者等を介護している家族等に対し介護用品を支給することにより在宅介護における家族の精神的及び経済的負担軽減を図る。2、対象ですが、次のいずれかに該当する要介護者等と同居し、現に介護している住民税非課税世帯の家族に支給する。県補助対象分で要介護認定における要介護度4又は5の在宅高齢者を現に介護している家族とします。市町村単独分ですが、介護保険の要介護度3と認定された在宅高齢者を現に介護している家族とします。重度心身障害者、身障手帳の1・2級、療育手帳A1、A2の所持者等を現に介護している家族とします。膀胱・直腸障害等にある在宅の心身障害者と児を現に介護している家族とします。3、対象者の介護用品ですが、紙おむつ、尿取りパット、使い捨て手袋、清拭剤、ドライシャンプー等介護に要する日常的に必要な消耗品とします。支給対象者ですが、介護度4と5、限度額は補助対象分で年額7万5千円です。介護度3で年額4万8千円、重度心身障害者等で年額4万8千円です。4の支給方法ですが、金券方式、領収書、レシート添付、本人は一月に1回品物を受領ということになります。券の発行は3か月に1回です。券には有効期限を設けます。取扱店は登録業者とします。この事務手順ですが、申請がありまして、ケア会議をし、交付ということになり、利用者が登録店で購入、登録店は金券にレシートを添付して市に請求、登録店に支払うということになります。6、実施時期ですが、平成18年度から実施します。次に、寝たきり老人及び重度心身障害者等おむつ手当支給事業ですが、事業は現行のとおり新市に引き継ぐ。ただし、支給限度額等については合併までに調整するということでしたが、具体的な調整結果としまして、本事業につきましては類似する家族介護用品支給事業に統合するということとさせていただきます。次の在宅介護支援センター事業ですが、在宅介護支援センターについては現行のとおり新市に引き継ぐ。ただし、基幹型・地域型在宅介護支援センターのエリアの見直し、体制の充実等については、合併までに調整する。在宅介護支援センター間の情報の共有化、ネットワーク等については、新市で協議するでした。具体的な調整結果としまして、1、エリアについては、国分市の現在の基幹型1箇所を地域型とし、地域型在介を3箇所とする。その他については従前のとおりということ。現在の設置数ですが、国分市が基幹型が1箇所、地域型が2箇所です。溝辺町は地域型が1箇所、牧園町も地域型が1箇所、霧島町は地域型2箇所です。隼人町は基幹型が1箇所、地域型が2箇所あります。横川町は地域型が1箇所、福山町は地域型が1箇所です。2、新市においては隼人町の社協内に基幹型を配置することとします。

3、地域型は地域ケア会議を充実するための2名体制とします。なお、現行において上記のとおり整理しましたが、介護保険法等の改正により平成18年度から制度内容の変更が予定されており、今後介護保険部門とも連携を図りながら、国の動向を注視し、対応していくこととします。以上、報告します。

○始良中央地区合併協議会会長（鶴丸 明人）

はい、ありがとうございました。それでは、ただいま保健福祉専門部会から説明がございました。この件につきまして何かご意見・ご質問等がありましたら挙手をお願いいたします。特にありません。特にないようございますので、本件は報告のとおり取り扱うことにいたします。次が議事の（6）でございます。報告第40号 - 、農林水産関係事業【農業】の取扱いについて（協定項目25 - 16 - ）を議題といたします。本件につきましては農林水産専門部会の方から説明をお願いいたします。はい、農林水産専門部会長。

○始良中央地区合併協議会農林水産副部会長（岩切 正信）

報告第40号 - 、農林水産関係事業【農業】の取扱いについて（協定項目25 - 16 - ）、農林水産関係事業【農業】の取扱いについて、平成16年3月11日、協議第39号で協議、決定された調整方針に基づき別紙のとおり調整しましたので、報告いたします。それでは、1ページをお開きください。農政関係事業は2項目あります。1項目目でございますが、農業後継者等育成就農支援事業です。農業後継者等育成就農支援事業は横川町の例により新市に引き継ぐ。なお、制度内容等については合併までに調整すると協議、決定がなされております。具体的調整結果ですが、目的は、新規就農者の促進や定着化を図るとともに、優れた農業後継者を育成し、農業の振興に寄与することを目的としています。対象者につきましては市内に居住する新規就農者や農家の後継者であり、半年以上2年未満の研修を行う者で55歳未満の者としております。組織につきましては農政推進対策協議会を併用することとし、負担区分につきましては、研修受入農家が2分の1、市が2分の1を負担することとしております。支給期間、支給額については、研修期間は2年以内とし、単身者については月額9万円の支給、夫婦については月額13万5千円を支給することとしております。研修先農家につきましては県が指定した拠点農場及び市が指定する優良農家であります。研修者が都合により研修期間が6か月未満又は就農後5年未満に離農したときは、市の助成総額の5分の1の返還を求めることとしております。実施期間は平成18年度からとしております。次に、2項目目でございますが、認定農業者農用地集積促進事業です。認定農業者農用地集積促進事業は溝辺町の例により新市に引き継ぐ。なお、制度内容については合併までに調整すると協議、決定がなされております。具体的調整結果ですが、目的は、経営規模拡大を目指す認定農業者に対して助成金を交付することにより農用地の有効利用と農業の生産性向上及び他産業並みの所得の向上に資することを目的としています。交付基準として面積30a以上の規模拡大を図る認定農業者で、対象期間1月1日から12月31日、契約期間が5年以上を対象とします。助成額は10aあたり2万円とし、1回限りとします。売買については嘱託登記手数料相当額を助成することとしております。なお、5年未満で契約を解除した場合の10aあたりの返還額を1年未満から4年から5年まで定めております。審査につきましては農業委員会の審査によることとしております。対象要件と対象外要件についてござ

いますが、対象要件として、賃貸契約の設定又は売買により所有権の移転をし、1回に30a以上締結した認定農業者で、利用権設定期間は1月1日から12月31日まで、平成18年度につきましては4月1日から12月31日までの期間に行われたもので、存続期間は5年以上、農業振興地域の農用地区域内で基盤整備完了区域といたします。対象外要件としまして、譲受人、賃借者が譲渡人、賃貸人と同一世帯員である場合、それから譲受人、賃借人が市内に住所を有しない場合、それと農業生産法人で、その構成員が当該農業生産法人に売買又は利用権設定をする場合は対象外といたします。実施期間は平成18年度からとしております。以上2項目、農林水産関係事業【農業】の取扱いAランクの具体的調整結果について説明を申し上げました。以上、報告といたします。

○始良中央地区合併協議会会長（鶴丸 明人）

ただいま農林水産専門部会から説明がありましたが、この件につきまして何かご意見・ご質問等がありましたら挙手をお願いいたします。特にないようでございますので、本件は報告のとおり取り扱うことといたします。次に、議事の（7）、報告第43号、農林水産関係事業【林業】の取扱いについて（協定項目25-16- ）を議題といたします。本件につきましても農林水産専門部会の方から説明をお願いいたします。はい、部会長。

○始良中央地区合併協議会農林水産副部会長（鈴木 重成）

それでは、農林水産関係事業【林業】の取扱いについて、平成16年2月12日、協議第40号で協議、決定された調整方針に基づき別紙のとおり調整したので、報告します。平成17年8月17日、会長名です。それでは、1ページをお開きください。林業関係事業が5項目あります。まず、1項目目は治山事業（小規模崩壊地復旧事業を含む、県営等を含む）でございます。治山事業（小規模崩壊地復旧事業を含む、県営等を含む）は現行のとおり新市に引き継ぐ。なお、負担割合については合併までに調整すると協議、決定がなされております。その具体的調整結果でございますが、県単補助治山事業受益者負担割合については事業費の10%とします。県単補助治山事業負担割合、県営県単治山事業負担割合についてはそれぞれ記載のとおりでございますので、お目通しください。事業は18年度から実施します。次に、2項目目です。間伐実施事業でございます。間伐実施事業は現行のとおり新市に引き継ぐ。なお、負担割合については合併までに調整すると協議、決定がなされております。その具体的調整結果でございますが、間伐路網整備事業の負担割合は、作業路につきましては、県10分の5、市10分の5、集材路につきましては、県10分の5、森林組合10分の4、市10分の1とします。事業は平成18年度から実施いたします。次に、3項目目でございますが、林業振興団体事業補助でございます。林業振興団体補助事業は現行のとおり新市に引き継ぐ。なお、補助率等については合併までに調整すると協議、決定がなされております。その具体的調整結果でございますが、緑の少年団の補助については年間の活動計画に応じ補助をいたします。次に、4項目目でございます。特用林産物振興事業でございます。特用林産物振興事業は現行のとおり新市に引き継ぐ。なお、補助金等については合併までに調整する。また、組織については新市において速やかに統合すると協議、決定がなされております。その具体的調整結果でございますが、本事業におけるしいたけ生産振興資金融資制度については新市に引き継ぎます。各振興会への補助につ

いては年間の活動計画等に応じて補助をいたします。5項目目は火入れ許可です。火入れ許可については、対象期間、対象面積など合併までに調整すると協議、決定がなされております。具体的調整結果ですが、火入れ許可の対象期間は5日以内、対象面積については1haを超えないものとするとしております。以上5項目、農林水産関係事業【林業】の取扱いAランクの具体的調整結果について決定したことを報告いたします。

○始良中央地区合併協議会会長（鶴丸 明人）

はい、ありがとうございます。ただいま農林水産専門部会から説明がございました。この件につきまして何かご意見・ご質問がございましたら挙手をお願いいたします。特にないようですね。特にないようでございますので、本件は報告のとおり取り扱うことといたします。次に、議事の（8）、報告第44号 - 、農林水産関係事業【耕地】の取扱いについて（協定項目25 - 16 - ）を議題といたします。本件につきましても農林水産専門部会の方から説明をお願いいたします。はい、農林水産専門部会長。

○始良中央地区合併協議会農林水産部会長（山下 弘文）

それでは、農林水産関係事業【耕地】の取扱いについて（協定項目25 - 16 - ）、農林水産関係事業【耕地】の取扱いについて、平成16年2月12日、協議第42号、協議、決定された調整方針に基づき別紙のとおり調整したので、報告する。平成17年8月17日提出、会長名でございます。別紙1ページをお開きください。耕地関係事業は協議会で調整方針をご決定いただいたものが8項目ほどございました。本日は6項目について具体的な調整方針をご報告申し上げます。なお、協議会で決定された調整方針は本日報告する6項目すべての事業におきまして分担金の負担割合は合併までに調整するでございました。それでは、項目1から順次ご報告を申し上げます。中山間地域総合整備事業（団体営を含む）ですが、本事業は主に中山間地域の用排水施設、農道、ほ場等の整備を行う事業でございます。具体的調整結果といたしまして、1、新規事業の受益者負担割合は、ほ場整備について事業費の5%とする。ほ場整備以外、これは用排水施設、農道の整備等になりますが、の事業については0%とする。なお、負担時期については事業終了後とするとしております。2番目に事業主体別の負担割合でございますが、事業主体が鹿児島県の場合、国が55%、県が30%、市が15%となります。なお、市の15%の負担のうち事業費の5%を受益者が負担することとなります。事業主体が団体、以下市営と読み替えますが、国が55%、県が20%、市が25%となります。なお、市の負担額の25%のうち、ほ場整備の場合は事業費の5%を受益者が負担するとしております。3番目ですが、平成17年度事業採択を受けました横川地区につきましては新規事業扱いとするとしております。県営、市営の基準でございますが、県営の場合受益面積で60ha以上、市営の場合20ha以上、なお、17年度新規採択地より総事業費が県営の場合8億円以上、市営の場合8億円未満と定められております。次に、項目2、用排水施設整備事業（団体営を含む）でございますが、本事業は頭首工、井ぜきですが、井ぜき、水路等の用排水施設の改修又は新設を行う事業でございます。具体的な調整結果としまして、1、継続事業については旧市町村の受益者負担割合とする。新規事業の受益者負担割合は0%とするとしております。2番目に事業主体別の負担割合でございますが、事業主体が鹿児島県の場合、国が50%、県が30%、市が20%、事業主体が市の場合、国

が50%、県が25%、市が25%となります。3番目に平成17年度採択を受けました霧島町上場地区、牧園町浅谷地区、万善地区につきましては新規事業扱いとされており。県営、市営の基準でございますが、総事業費が800万円以上で20ha以上が県営、10ha以上が市営と定められております。次に、項目3、農業用河川工作物応急対策事業(団体営を含む)であります。本事業は1・2級河川に設置されている頭首工、井げきですが、それに橋梁、水門等の整備又は廃止された農業用河川工作物の撤去等を行う事業であります。具体的調整方針として事業の受益者負担割合は0%ととしております。2番目に事業主体別の負担割合であります。総事業費がおおむね1億円以上の場合は県営となります。この場合の負担割合は、国が55%、県が37%、市が8%、総事業費がおおむね800万円以上1億円未満の場合は県と市のどちらでも事業実施が可能でございます。この場合、県、市のどちらが事業主体となっても、国が50%、県が32%、市が18%となります。次に、項目4、土地改良施設維持管理適正化事業であります。本事業は土地改良区等が維持管理している農業水利施設の整備補修を行う事業でございます。具体的調整方針として、分担金の負担割合については、土地改良区が事業主体の場合、市が30%、土地改良区が10%とする。市が事業主体の場合は40%市が負担するとしております。2番目に事業主体別の負担割合でございます。事業主体が土地改良区の場合、国が30%、県が30%、市が30%、土地改良区が10%となります。事業主体が市の場合、国が30%、県が30%、市が40%となります。この事業は施設の管理状況により土地改良区、市いずれかが事業主体となります。次に、項目5、県単独農業農村整備事業であります。本事業は、小規模地域の農業生産向上を図るためにかんがい排水、区画整理、農道等の整備を行う事業でございます。具体的な調整方針として、1、継続事業については旧市町の受益者負担割合のとおりとする。新規事業の受益者負担割合は、ほ場整備について事業費の5%を負担する。ほ場整備以外の事業は0%とする。なお、負担時期については事業終了後とするとしております。2番目に事業主体は市営のみとなります。負担割合は、県が45%、市が55%となり、市の負担55%のうち、ほ場整備がある場合は事業費の5%を受益者が負担するとしております。最後に項目6、単独農業農村整備事業であります。本事業は県単独事業に該当しない小規模な農業生産基盤の整備を市単独で行うものであります。具体的な調整結果といたしまして、1、受益者負担割合は、ほ場整備について事業費の5%を負担する。ほ場整備以外の事業は0%とする。なお、負担時期については事業終了後とするとしております。2番目に工事請負費が30万円以上で県単独事業に該当しないものを対象とするとしております。以上、ご報告をいたしました。よろしくお願いたします。

○始良中央地区合併協議会会長(鶴丸 明人)

ただいま農林水産専門部会の方からこの件についての説明がりましたが、何かご意見・ご質問等がありましたら挙手をお願いいたします。特にないようございますので、本件は報告のとおり取り扱うことといたします。次に、協議事項(9)の報告第45号、商工・観光関係事業の取扱いについて(協定項目25-17)を議題といたします。本件につきましては商工観光専門部会の方から説明をお願いいたします。はい、商工観光専門部会長。

○始良中央地区合併協議会商工観光部会長(坂元 一喜)

それでは、観光・商工業関係につきまして報告をする前に差し替えをお願いいたします。それでは、報告を申し上げます。報告第45号、商工・観光関係事業の取扱いについて（協定項目25 - 17）、商工・観光関係事業の取扱いについて、平成16年2月12日、協議第43号、協議、決定された調整方針に基づき別紙のとおり調整いたしましたので、報告いたします。平成17年8月17日提出、始良中央地区合併協議会長名でございます。次にページを開けていただきます。協議項目、まず1、企業誘致、協議、決定された調整方針でございますが、企業誘致については新市においても積極的に推進する。なお、優遇制度については合併までに調整する。具体的な調整結果でございますが、まず1番といたしまして、国分市、溝辺町、霧島町、隼人町の固定資産税の課税免除については、国分市の工業開発促進条例のとおりする。横川町、牧園町、福山町の固定資産税の課税免除については、福山町の過疎地域産業開発促進条例のとおりする。2番目に市が独自で定める企業誘致の優遇制度については国分市の工場等立地促進に関する条例のとおりとする。3番目に実施時期は合併の日からとするいたしました。2番目に商工会議所及び商工団体への助成等協議、決定された調整方針でございますが、商工会議所及び商工会への助成制度については現行のとおり新市に引き継ぐ。なお、補助金等については合併までに調整する。具体的な調整結果でございますが、まず1番に商工会議所への補助金等については現行のとおりとする。また、商工会への補助金等については、6商工会が合併するまでは、現行のとおり各商工会へ補助する。3番目に観光協会等の関係団体への助成、協議、決定された調整方針でございますが、観光協会への助成制度については現行のとおり新市に引き継ぐ。なお、補助金等については合併までに調整する。具体的な調整結果でございますが、1番の補助金については、平成17年11月7日設立予定の霧島市観光協会に一括して現行補助金額を交付する。2番目に観光協会の一本化については合併後速やかに行われるよう協議を行う。以上、協議いたしましたので、報告いたします。よろしく申し上げます。

○始良中央地区合併協議会会長（鶴丸 明人）

ただいま商工観光専門部会から説明がこの件についてございましたが、何かご意見・ご質問等がありましたら挙手をお願いいたします。特にないようでございますので、本件につきましても報告のとおり取り扱うことといたします。次に、議事の（10）、報告第41号 - 、建設関係事業【都市整備】の取扱いについて（協定項目25 - 18）を議題といたします。本件につきましては建設専門部会の方から説明をお願いいたします。はい、建設専門部会長。

○始良中央地区合併協議会建設副部会長（岡元 邦昭）

建設関係事業【都市整備】の取扱いについて（協定項目25 - 18）、建設関係事業【都市整備】の取扱いについて、平成16年2月26日、協議第44号、協議、決定された調整方針に基づき別紙のとおり調整したので、報告します。平成17年8月17日提出、協議会長名でございます。それでは、説明に入ります。1、土地利用協議、協議、決定された調整方針は、土地利用協議指導要綱等については合併までに調整するとしております。次のページの参考資料にありますように、横川町を除く1市5町においては、土地の区画形質の変更等開発行為に対して必要な指導及び調整を図るため、条例又は要綱を設けております。事務量としては国分市と隼人町で90%を占めていることから、具体的な調整結果としましては、1、

土地利用対策要綱については国分市及び隼人町を例に作成するとしております。次に、土地利用協議が必要となる開発面積については溝辺町の 300㎡から福山町の 3 千㎡となっております。国分市、牧園町、霧島町の例を参照として、調整結果としましては、土地利用対策要綱については開発面積が 1 千㎡以上の開発行為に適用するとしております。土地対策委員会等については、隼人町、牧園町、霧島町で諮って決定していることから、調整結果としましては、3、土地対策委員会を設置する。重要な案件について審議する。委員については、助役、部長及び関係課長としております。なお、重要な案件とは開発面積が 3 千㎡以上の開発行為等でございます。4 番目、土地利用対策要綱については合併時から施行するとしております。以上、都市整備分科会の A ランクについてご報告いたします。よろしく申し上げます。

○始良中央地区合併協議会会長（鶴丸 明人）

はい、ありがとうございました。ただいま建設専門部会から説明がございました。何かご意見・ご質問等がありましたら挙手をお願いいたします。特にないようでございますので、本件は報告のとおり取り扱うことといたします。次に、議事の（11）、報告第41号 - 、建設関係事業【建築住宅】の取扱いについて（協定項目25 - 18）を議題といたします。本件につきましても建設専門部会の方から説明をお願いいたします。建設専門部会長。

○始良中央地区合併協議会建設副部会長（岡元 邦昭）

建設関係事業【建築住宅】の取扱いについて（協定項目25 - 18）、建設関係事業【建築住宅】の取扱いについて、平成16年2月26日、協議第44号、協議、決定された調整方針に基づき別紙のとおり調整したので、報告する。平成17年8月17日、協議会長名でございます。1、公営住宅収納管理についてであります。協議、決定された調整方針は、公営住宅収納管理については現行のとおり新市に引き継ぐ。なお、公営住宅の家賃等については合併までに調整する。ただし、特定公共賃貸住宅の家賃については現行のとおりとするとしております。具体的な調整結果としましては、参考資料にありますように、現在1市6町で公営住宅 4,370戸、特定公共賃貸住宅 185戸、単独住宅71戸、計 4,626戸を管理しております。家賃の算定基礎となる市町村立地係数は合併後国から示されることから、調整結果としましては、1、公営住宅の家賃の算定については公営住宅法に基づき算定するが、新市の家賃への移行は平成18年4月からとし、平成18年3月までは現行のままとする。なお、市町村立地係数及び利便性係数の変更によって新市の家賃は確定するが、現行の家賃を上回る場合は、国からの通知のとおり、おおむね3年以内で調整するとしております。2 番目、市営単独住宅の家賃は、それぞれの経過もあることから、2、市営単独住宅の家賃については現行のとおり新市に引き継ぐとしております。3 番目、駐車場使用料の徴収については、おおむね駐車場整備に補助金を充当している公営住宅については駐車料を徴収しておりますが、ほかは徴収しておりません。調整結果としましては、3、駐車場使用料の徴収については現行のとおり新市に引き継ぐとしております。4 番目、市営単独住宅の敷金についてであります。国分市を除く6町においては公営住宅は入居時に3か月分の敷金を徴収しております。公営住宅と同様、市営単独住宅の敷金は公営住宅と同じように徴収するとしております。5 番目、浄化槽や防犯灯の電気代等の共益費については、牧園町と霧島町は町で徴収し支払っております。他の市町はそれぞれの団地で

対応していることから、調整結果としましては、5、共益費については各団地で対応するとしております。6番目、督促手数料は、牧園町、霧島町で100円徴収しております。地方税の督促手数料等と併せ、調整結果としては、督促手数料は徴収する(100円)としております。7番目、家賃証明や車庫証明の各種証明手数料は、横川町、隼人町を除く1市4町で200円ずつ徴収していることから、調整結果としましては、7、各証明手数料は徴収するとしております。8番目、滞納整理の方法は1市6町様々で苦労しております。別紙資料、別紙の3にありますように、督促、催告、出頭要請等の手続きをとっていくことになります。日程等に各市町若干の違いがあることから、国分市を参考にして、調整結果としては、8、滞納整理の方法は国分市の例によるとしております。9番、不納欠損処理の方法は、参考資料別紙4にありますように、民法、地方自治法、破産法等を参照にし、9番目、不納欠損処理の方法は国分市の例によるとしております。以上、建築住宅分科会Aランクについてご報告いたします。よろしくお願いたします。

○始良中央地区合併協議会会長(鶴丸 明人)

はい、ただいま建設専門部会の方から説明がございましたが、何かご意見・ご質問等がありましたら挙手をお願いいたします。はい、稲垣委員。

○始良中央地区合併協議会委員(稲垣 克己)

今、部会長の方からですね報告いただきましたけれども、部会長も私も同じ隼人町でありましてご承知でありますけれども、この公営住宅の話をするときに避けて通れないのがその滞納なんですね。この滞納が非常に高額になっていまして、1市6町でどの程度になるのか私存じていませんけれども、今参考資料としてですねその滞納整理の方法等も文書でお示しいただいたわけですが、新市の組織の中にもその徴収の専門家というのはいないわけですね。税務課というのはあるんですが、その私どもの場合は建築課という所がその住宅使用料の徴収は行っていますけれども、これはその国民健康保険の滞納の問題とかですね、その他学校教育の面では給食費の問題とか、いろんなそういった滞納がですね発生しているわけですね。ですから、一括してそういったものを取り組む方法が、方向が示されないと、なかなかこれを減額していくというのは難しい問題だと思うんですね。経済活動が活発な十数年前は極めて良好な経過をたどっていたわけですが、経済活動が停滞してきてからはですね非常に滞納が増えているのが実情であります。そういったことに関して専門部会ではですね新たな対応の方法とか、そういったのは何もご検討されなかったのかですねお尋ねをしたいと思います。以上です。

○始良中央地区合併協議会建設副部会長(岡元 邦昭)

霧島市本庁の方で住宅課が設けてありますが、その中で収納係という形で係を設けて専門的にそういう滞納等も徴収していきたいと考えております。

○始良中央地区合併協議会委員(稲垣 克己)

7市町でどのぐらいになっているのかというのは把握されてませんか。もし把握されてなければ、よろしいです。

○始良中央地区合併協議会建設副部会長(岡元 邦昭)

16年度末で収入済額が約9億円、未収入額が2,800万円程度だということです。

○始良中央地区合併協議会会長（鶴丸 明人）

よろしいですか。いいですか、稲垣委員。よろしいでしょうか。ほかにございませんでしょうか。

〔「なし」と言う声あり〕

ほかにないようでございますので、本件につきましてはただいま報告のあったとおり取り扱うことといたします。引き続きまして議事（12）の報告第37号 - 、その他事業【選挙管理委員会関係事務】の取扱いについて（協定項目25 - 27 - ）を議題といたします。本件につきましては総務専門部会から説明をお願いいたします。総務専門部会長。

○始良中央地区合併協議会総務部会長（西重 正志）

それでは、報告第37号 - 、その他事業【選挙管理委員会関係事務】の取扱いについて（協定項目25 - 27 - ）、その他事業【選挙管理委員会関係事務】の取扱いについて、平成16年5月13日、協議第58号で協議、決定された調整方針に基づき別紙のとおり調整したので、報告する。平成17年8月17日提出、始良中央地区合併協議会会長名でございます。1ページをお開きください。まず、協議項目の1点目、不在者投票、期日前投票の投票所、事務体制及び時間についてであります。不在者投票、期日前投票の投票所、事務体制及び時間等については、合併までに調整すると協議、決定されておりました。具体的な調整結果として、まず1点目に不在者投票の投票所は、期日前投票制度の確立、平成15年12月1日、法の42条の2で施行されていることより郵送関係が主であること。また、本庁において一括で事務を行った方が投票用紙の管理等を勘案したときに円滑な事務が行えると判断し、本庁のみに設置することとしました。3ページに不在者投票及び期日前投票の状況等を添付しておりますので、お目通しをいただきたいと思えます。2点目に期日前投票の投票所は各総合支所の区域ごとに設置し、それぞれの投票所で各総合支所管内の有権者についての期日前投票事務を行う。3点目、最初の市議・市長選挙については各総合支所の区域ごとに不在者投票指定投票区を設置する。これは公職選挙法第37条第7項、同法施行令第26条の規定に基づくものでございます。資料の4ページに不在者投票指定投票区についての説明を図示しておりますので、お目通しをいただきたいと思えます。4点目、期日前投票の事務取りまとめについては本庁（本部）において一括して事務を行う。5点目、事務体制は協力職員並びに事務補佐員で対応する。6点目、不在者投票の投票時間については午前8時30分から午後8時までとする。7点目、期日前投票の投票時間については、1箇所を除き、時間を繰り上げることも可能であるが、有権者の利便性等を考慮し、当面の間はすべての投票所において午前8時30分から午後8時までとする。これは公職選挙法第40条、同法48条の2第3項の規定に基づいております。8点目が在外投票事務については本庁において事務を行う。これは衆議院又は参議院議員の比例代表選出議員の選挙のみでありますので、今回のこの選挙には該当いたしておりません。次に、協議項目2点目のポスター掲示場の設置場所についてですが、ポスター掲示場の設置については国分市の例による。なお、掲示場の設置場所については合併までに調整すると協議、決定されておりました。具体的調整結果は、1点目が設置場所について、国・県の選挙については現行のとおり新市へ引き継ぐ。2点目、設置数について、市議・市長

選挙については、公職選挙法第 144条の 2 の規定に基づき条例を制定し、合併後最初の選挙から法定設置数の約50%とする。これにつきましてはもう資料の 6 ページにポスター掲示場設置数一覧、また、8 ページに市議選、市長選のポスター掲示場の案を示しておりますので、お目通しいただきたいと思ます。3 点目、掲示板の材質については、設置期間の短縮が図られること及び安価であることから、ベニヤ板ではなく、アルミ板のリースで対応するとしております。4 点目、掲示板の規格、設置方法等については、国分市の例により新市の例規にて定めるとしてしております。具体的な例規名としては、霧島市の議会の議員及び長の選挙におけるポスター掲示場の設置に関する条例、それと同名の規程を整備することを予定しております。2 ページをお開きください。協議項目の 3 点目、選挙運動用自動車の使用及び選挙運動用ポスターの公営の額についてでございますが、選挙運動用自動車の使用及び選挙運動用ポスターの公営設置については、公営制度については国分市の例による。なお、公営の額については合併までに調整すると協議、決定されておりました。具体的な調整結果でございます。1 点目、新市の例規で公職選挙法第 141 条及び第 143 条の規定に基づき国分市の例により金額等を定め、合併後の最初の、最初、「の」が欠けております。「の」を入れていただきたいと思ます。最初の市議・市長選挙から公営で実施する。なお、金額については国分市の額を新市に引き継ぐ。その新市の公営の額としましては、これは国選の額を準用いたしております。まず、選挙運動用自動車であります。一つに一般乗用旅客自動車運送業事業者との運送契約は 1 日 6 万 4,500 円を限度とします。二つに一般運送契約以外の契約でございます。車については 1 日 1 万 5,300 円を限度とします。燃料代については 1 日 7,350 円を限度とします。運転手については 1 日 1 万 2,500 円を限度とします。次に、ポスターの制作費でございます。作成単価 510 円48 銭に当該選挙が行われる区域におけるポスター掲示場の数に 1.2 を乗じて得た金額に 10 万 5 千円、これは企画、デザイン料でございます。10 万 5 千円を加えた金額を当該選挙が行われる区域におけるポスター掲示場の数で除して得た金額を限度とします。そしてその得られた基準限度額に作成枚数を掛け、また、1.2 が限度額でございます。これを掛けたのを限度として交付することといたしております。2 点目です。公営の手続き等についても国分市の例により新市の例規にて定めるとしてしております。具体的例規名は霧島市の議会の議員及び長の選挙における選挙運動用自動車の使用及び選挙運動用ポスターの作成の公営に関する条例及び同名による規程でございます。その他に 5 ページ、7 ページ及び 10 ページに不在者投票、期日前投票関連、ポスター掲示場及び選挙公営関連の法令の抜粋をお示しております。また、9 ページには選挙公営についての県内各市あるいは類似団体等の状況等も添付しておりますので、お目通しをいただきたいと思ます。以上のとおり報告いたします。よろしくお願いたします。

○始良中央地区合併協議会会長（鶴丸 明人）

ただいま総務専門部会長の方から説明がございました。この件につきまして何かご意見・ご質問等がありましたら挙手をお願いいたします。特にないようでございますので、本件は報告のとおり取り扱うことといたします。引き続きまして協議の（13）、報告第46号、その他事業【温泉事業】の取扱いについて（協定項目25 - 27 - ）を議題といたします。本件につきましては水道専門部会から説明をお願い

いたします。はい、部会長。

○始良中央地区合併協議会水道部会長（濱崎 幸嗣）

それでは、説明させていただきます。報告第46号、その他事業【温泉事業】の取扱いについて（協定項目25 - 27 - ）、その他事業【温泉事業】の取扱いについて、平成16年5月27日、協議第69号、協議、決定された調整方針に基づき別紙のとおり調整したので、報告する。平成17年8月17日提出、始良中央地区合併協議会会長鶴丸明人、別紙1ページをお開きください。25 - 27 - 、その他事業【温泉事業】の取扱いについて、協議項目1、温泉関係手数料、協議、決定された調整方針、手数料については霧島町の例により合併までに調整するという点で具体的な調整結果といたしまして、手数料については現行の霧島町の例により下記のとおりとする。督促手数料100円、延滞金、霧島市税条例の規定を準用する。温泉供給期間更新許可は1件につき5千円、名義変更許可1件につき2万円、その他申請1件につき千円、実施時期は合併時期とする。以上のとおり調整いたしましたので、報告をいたします。よろしくお願いいたします。

○始良中央地区合併協議会会長（鶴丸 明人）

はい、ありがとうございました。ただいま水道専門部会の方から説明がございましたが、この件につきまして何かご意見・ご質問等がありましたら挙手をお願いいたします。特にないようでございますので、本件は報告のとおり取り扱うことといたします。以上で報告事項につきましては終わらせて

「休憩 午後 2時50分」

「再開 午後 3時00分」

○始良中央地区合併協議会会長（鶴丸 明人）

それでは、再開をいたします。次に、議事の（14）、協議第71号、新市の市章について（協定項目20）を議題といたします。本件につきましては前回の会議で提案申し上げておりますが、事務局の方から何か補足説明がございますでしょうか。はい、事務局。

○始良中央地区合併協議会事務局次長（間手原 修）

補足説明につきましては特にありません。前回事前提案いたしました霧島市市章候補作品5点の中から1点を決定していただきたいと思っております。協議、決定方よろしくをお願いいたします。

○始良中央地区合併協議会会長（鶴丸 明人）

ただいま事務局の方から説明がございましたように、前に掲げてございます市章候補作品5点の中から採用作品を1点決定するという点でございますが、採用作品を1点決めるにあたりまして方法について数名の方から前回いろいろと意見をいただいたところでございます。再度この選定の方法も含めまして委員の皆様からご意見ををお願いをいたしたいと思っております。どなたからでも結構でございます。よろしくお願いいたします。はい、延時委員。

○始良中央地区合併協議会委員（延時 力蔵）

市章検討小委員会の方で 2,700に及ぶ応募者の中から 5 点に絞り込みました。したがって、この 5 点の中から最終的に 1 点をこの協議会で出すということになりますので、順序としまして、まず 5 点の中から 2 点をばみんなて絞り込んでいただいて、そしてその 2 点の上がった中から 1 点を選び出すという方法をとっていただいたならスムーズにいき、全員の方々が市章の選任について関わったという気持ちが生まれると思います。終わります。（「異議なし」と言う声あり）

○始良中央地区合併協議会会長（鶴丸 明人）

はい、尾崎委員。

○始良中央地区合併協議会委員（尾崎 東記代）

実はですね私どもの議会では合併の特別委員会を開きまして、そして決定をしていただいたんですが、今おっしゃったように、2 点上がりました。と申しますのは、一番多かったのは真ん中の 1,405 です。そして一番右の端のはですね山が、前回複並委員から出されたように、山が霧島山になったら、これでいいんじゃないかということで 2 点出ましたけれども、私は個人の意見ですけれども、これを持ち帰りまして家庭でこう提示しましたら、確かにもう第一印象として右側の 2,880 がいいということでしたけれども、個人的な意見ですが、私はこれを市旗とした場合にですね、市の旗とした場合に、例えば、市の行事があった場合にですね掲揚がなされるわけです。そういった場合に旗がこうはためく場合に国旗と何かこうダブると、そういったような懸念がなされるような気がするわけです。そういたしますとやはり真ん中だったら何かこのさわやかなですね市旗として素晴らしいんじゃないかなあと、個人的なこれは意見です。

○始良中央地区合併協議会会長（鶴丸 明人）

先入観をいただくようなことは、発言ですので、結構でございますが、選定の方法も含めまして、はい、稲垣委員。

○始良中央地区合併協議会委員（稲垣 克己）

今日はもう申し上げまいと思ってたんですけども、先回も申し上げましたが、オリンピックの開催地を選ぶ時にですね 1 点ずつこの落としていくんですね。ですから、4 回せんといかんわけですけれども、簡単なことですし、本当に、首長は替わっても、市章は変わらないわけですので、是非ですねそういう手続きをとっても私はいいんじゃないのかな。今、尾崎委員からいろいろおっしゃいましたけれども、そういうことは余り申し上げない方がいいというふうに思います。ですから、やはりそんだけの入念な手続きをですねとった方が私は、検討委員会の林委員長はじめですね、皆さんが精魂込めてこの 5 点をお選びいただいたわけですので、その作業にもお応えすることができるんじゃないかなというふうに思います。以上です。（「異議なし」と言う声あり）

○始良中央地区合併協議会会長（鶴丸 明人）

はい、ほかにありませんか。少し整理をしますと、前回からお話があった中では、もう 1 回で 1 点を絞り込む。あるいはこの 5 点のうちから順位を示して 1 回で一番、1、2、3、4 としますと少ない方

を決めようというのが前回あったようです。今はお二人の方から段階を経て2点に絞り込んで、そして最終的に、稲垣さんの方は恐らく、4回ずつとこう絞り込んでというような話がございましたが、ほかにご意見ございません。この中であればそれで整理をしたいと思います。大体段階で踏むか。まずそのもう1回でやるのかということの方から整理をした方がいいのではないかと思います、二通りだと思います。よろしいですかね。はい、今村委員。

○始良中央地区合併協議会委員（今村 日出子）

延時委員が言われましたように、各一人で二点ぐらい見て選ぶと、それぞれ考えが違いますから、いろんなものが出てくると思いますけれども、やはり二点ぐらいずつ一人で選び出していただいて、そうすることで審査いただいた方がいいんじゃないかなと考えます。

○始良中央地区合併協議会会長（鶴丸 明人）

はい、まずその整理いたしたいと思います。いいでしょうか。ほかにありますか。要は、一発でなくて、今段階ということですので、まず1回で1点を絞り込むというような、最初の段階で一つに絞ることじゃなくて、段階を踏みたいということの意見が出ております。次は段階のその次の議論をしたいと思います。（「よろしいでしょうか。」と言う声あり）、はい。

○始良中央地区合併協議会委員（稲垣 克己）

1回で決めるとなるとですねいろんな問題が出てくると思うんですね。例えば、一番。

○始良中央地区合併協議会会長（鶴丸 明人）

今、ちょっと待って、1回で決めるというのはもうやらない。今段階でやりましょうと段階論の議論を今しています。

○始良中央地区合併協議会委員（稲垣 克己）

ああ、そうですか。はい、分かりました。

○始良中央地区合併協議会会長（鶴丸 明人）

まず段階を踏まえてやりますということについてご異議ございませんでしょうか。

[「異議なし」と言う声あり]

では、段階を踏まえてやりますということでもございました。次は、段階を踏まえてやるということについて、今二つ選んで、その中からまた最終的に絞り込んだと、最初に2点程度絞り込んでというご意見と、稲垣委員はそれではないんでしょう。4回やるんですよという、はい、どうぞ、はい、もう一つ補足してください。整理をしたいと思います。

○始良中央地区合併協議会委員（稲垣 克己）

2点絞り、今、先輩がおっしゃったみたいに、確かにそういう方法もあると思うんですが、集計方法がですね非常にちょっと混乱するんじゃないかなと思うんですね。ですから、1点ずつ落としていけば極めて単純にですね、集計も簡易にできると思うんですが。以上です。

○始良中央地区合併協議会会長（鶴丸 明人）

もう少し具体的に手順を、2点のやつは、二つの中を絞り込んで、2点上がったものの中から最終的

に一つ、これはもう簡単に分かりますよね。今のお話は、この5点の中からは4点、自分が4種類選ぶということですか。ちょっと説明してください。

○始良中央地区合併協議会委員（稲垣 克己）

消去法です。最少得点のものが落ちていくんです。

○始良中央地区合併協議会会長（鶴丸 明人）

今、もう一つ、西村委員、同じ。

○始良中央地区合併協議会委員（西村 新一郎）

ちょっとお尋ねいたしたいと思いますが、これは特賞が、金額を言って恐縮でございますが、特賞と、あと2番目、3番目、4番目、5番目ってなっていましたか。

○始良中央地区合併協議会会長（鶴丸 明人）

ちょっと賞金のこと、はい。

○始良中央地区合併協議会委員（西村 新一郎）

特賞と。

○始良中央地区合併協議会会長（鶴丸 明人）

はい、どうぞ、事務局。

○始良中央地区合併協議会事務局次長（間手原 修）

応募要領の中で賞金につきましては、最優秀賞1点、それからあとは優秀賞4点以内でしたので、4点ということで、以上でございます。

○始良中央地区合併協議会委員（西村 新一郎）

そこらあたりも勘案いたしまして、当初提案なさいました延時委員の提案は、非常にこれは的を得ているのではないかなあというふうに思いまして、その案に賛成でございます。（「異議なし」と言う声あり）

○始良中央地区合併協議会会長（鶴丸 明人）

はい、松枝委員。

○始良中央地区合併協議会委員（松枝 洋一郎）

非常にそのやり方はですね、延時委員のやり方が非常に分かりやすいと思うんですけども、2点選びますと、集計されたら1、2位がその2点の中で出てしまう、最初からですね、出ませんか。

○始良中央地区合併協議会会長（鶴丸 明人）

いや、そういうやり方をしないんでしょう。

○始良中央地区合併協議会委員（松枝 洋一郎）

それで数字がこっちが10点、こっちが11点、二つ選ばれましたよというふうに出ますとね、最後の1、2位を決める時に先入観が残ってしまうから、そのところがちょっと気になります。何かその所。

○始良中央地区合併協議会会長（鶴丸 明人）

もう二通りなんです。段階的という部分は、二つとも段階的なんです、最初に皆さんの委員の方々

が2点この項目の中に○を、自分の選びたいという部分を○をいただくと。そうするとその集計をした結果、多い上位の2点の中から、多い中からこれをまた選考するという形なんでしょう。2点に、つまり人それぞれ2点の中身が違いますので、2点ずつ選んだ。そうすると最終的に上の方から2点多かった部分の二つの中から1点に最終の絞り込みをするというのが延時委員のご説明でしたね。そうすると、稲垣委員の部分が少し私が理解ができませんが、点数を付けるんですか。1、2、3、4、5点ありますよね。だから、1票ずつ、1票ずつ入れるわけですね。違った。

○始良中央地区合併協議会委員（稲垣 克己）

例えば、二つの場合は僅差になった場合は非常に困りますよね。

○始良中央地区合併協議会会長（鶴丸 明人）

いや、そういうことはないですよ。

○始良中央地区合併協議会委員（稲垣 克己）

どうでしょうか。

○始良中央地区合併協議会会長（鶴丸 明人）

はい、有村委員、はい。

○始良中央地区合併協議会委員（有村 久行）

私はですね溝辺同士で意見が分かれるのが延時先輩に対して申し訳ないんですけども、稲垣さんのおっしゃる方法ですなまず落とすのを書く。2回すれば、恐らく最優秀が1点、優秀が2点だったと思いますね。もう2回すれば優秀以上が決まる。その3点の中から消去方式でいけばですねいいなあとというふうに思うんですよ。できれば、もう優秀を決めて、また最優秀を1点決めて、さらに後から、はい。

○始良中央地区合併協議会会長（鶴丸 明人）

はい、もう1回、今もう論点は三つしか分かれておりませんので。

○始良中央地区合併協議会委員（有村 久行）

4点、ああ、そうですね。ごめんなさい。私は勘違いをしておりました。それであればですね、私は最優秀が1点で、優秀が2点とっておりました。

○始良中央地区合併協議会会長（鶴丸 明人）

全部で4点です。

○始良中央地区合併協議会委員（有村 久行）

4点ですね。そうであればもうどっちでもいいですね。それはどっちでもいい。ですけども、もう最初発言をいただいた方法で。（「いいでしょうか。」と言う声あり）

○始良中央地区合併協議会委員（西村 新一郎）

この4点の中から二つ選ぶと、その二つ選んだ中で、5点の中から二つ選ぶ。それを順位を付けないと。その表に、上位二つは、こうして林小委員会委員長さんが立ち会いで確認をしていただいて上位二つを横並びでこう二つ選ばれましたと。その中から決選的にやっしまえばいいかなあと、このよう

にと思いますが、いかがでしょうか。

○始良中央地区合併協議会会長（鶴丸 明人）

はい、もう二つ、稲垣委員、今の意味はお分かりですよ。もう要はとにかく二つ選んで、上だとか、下だとかいう形にならない形で、上位が二つ選ばれたものを、最終的にその上位二つのものをまたもう1回皆さんで、委員で選んでいただくと、中から選んでいただくと。はい、それでは、お諮りをいたしますが、もう二通りです。先ほど延時委員、今村委員、西村委員の方からございましたように、上位二つをとにかく最初に選んでもらうという方法をおとりになりたい方の挙手をお願いいたします。

〔挙手多数〕

はい、多数でございますので、方法はそういった方法をとりたいと思います。それでは、事務局の方よろしいですか。やり方の方法について、（「会長」と言う声あり）、はい。はい、松枝委員。

○始良中央地区合併協議会委員（松枝 洋一郎）

その二つが選ばれてですね決選投票になりますね。その場合も数は明示されない。明示するのか、明示しないのか。

○始良中央地区合併協議会会長（鶴丸 明人）

それはもう多数決だから。

○始良中央地区合併協議会委員（松枝 洋一郎）

そこまで決めてから入った方がいいんじゃないですか。

○始良中央地区合併協議会会長（鶴丸 明人）

もう最終的に二つになりましたら票数については多数、何票、少数何票で決定をいたしますという形にしなければならないのではないかと思います、それでいいでしょう。もうそうだと思いますのでさせていただきます。

「休憩」

「再開」

○始良中央地区合併協議会会長（鶴丸 明人）

はい、再開をいたします。それでは、ただいまお手元にですね投票用紙が配付してあるかと思います。事務局の方で再度このことについての記入の方法についてご説明をお願いいたします。

○始良中央地区合併協議会事務局次長（間手原 修）

ただいま市章決定投票用紙という用紙を配っております。それぞれ番号が若い順から振っておりますので、自分が選びたいのをまず2点、第1回目といたしましては2点〇を付けていただきたいと思います。自分が選びたいのに2点お願いいたします。〇を付けるということで統一していただきたいと思います。

○始良中央地区合併協議会会長（鶴丸 明人）

投票をお願いをいたします。終わりましたでしょうか。終わりましたら投票用紙を回収をしてください。

○始良中央地区合併協議会会長（鶴丸 明人）

しばらく休憩をいたします、事務局の方でただいま集計をいたしますので。

「休憩」

「再開」

○始良中央地区合併協議会会長（鶴丸 明人）

はい、それでは、再開をいたしますが、集計の結果がまとまったようですので、事務局の方からお願いをいたします。上位二つだけを番号をお願いします。

○始良中央地区合併協議会事務局長（藤田 満）

それでは、発表いたしたいと思います。先にお断りいたしますが、投票を行った人数は47人です。そして2点ということで投票していただきました。結果、上位2点に決まりましたのは、前の方に掲載してございます向かって左側2番目の713番と、それから一番右側の2,880番、この2点が上位2点になりましたので、発表いたします。

○始良中央地区合併協議会会長（鶴丸 明人）

ただいま事務局の方から発表があったとおりでございます、はい、今度は並べてもらって。それでは、二つのパネルを残してもらいますので。それでは、ただいま2点が前に掲げられておりますが、これから1点の最終的な投票をいたしたいと思います。事務局の方で説明、資料等の準備よろしくをお願いします。

○始良中央地区合併協議会事務局次長（間手原 修）

それでは、2回目の投票の説明をさせていただきますけれども、用紙につきましては今と同じ用紙を配らせてください、準備ができておりませんので。5点の分があります。したがって、配った分の2番目、713ですね、それと一番下の方、あとの3点については斜線を引いていただけませんか。

○始良中央地区合併協議会会長（鶴丸 明人）

まず、それでは、投票用紙を配付。

○始良中央地区合併協議会会長（鶴丸 明人）

はい、事務局の方で今資料を配っておりますので、お待ちください。

○始良中央地区合併協議会事務局次長（間手原 修）

713番か2,880番、いずれか一つに○を付けていただきたいと思います。繰り返します。713番か2,880番、いずれか一方に○を付けていただきたいと思います。よろしくをお願いします。

○始良中央地区合併協議会会長（鶴丸 明人）

今、用紙を配付をいたしておりますので、それでは、事務局のお話があったように1点だけを○をしていただきたいと思います。よろしくお願ひします。投票は終わりましたでしょうか。回収をお願いします。ただいまから集計に入ります。しばらくお待ちください。投票の集計結果がまとまったようでございます。事務局の集計結果を発表をお願いいたします。

○始良中央地区合併協議会事務局長（藤田 満）

それでは、発表いたします。ただいま林小委員会委員長さんに立ち会いをしていただきまして確認をしていただきました。投票総数が47票でございます。713番が24票です。それから、2,880番が23票です。したがって、霧島市の市章につきましては713番に投票の結果決定ということになりました。（拍手）

○始良中央地区合併協議会会長（鶴丸 明人）

委員の皆様方にお諮りをいたします。先ほどの投票結果を尊重し、作品番号713の作品を新市の市章として全会一致で採用することとして決定してよろしゅうございますか。

[「異議なし」と言う声あり]（拍手）

異議なしということでございます。作品番号713番の作品を霧島市の市章として採用することに決定いたしました。なお、新市の市章募集要項におきまして最優秀賞に30万円、優秀賞に3万円の賞金を贈ることといたしておりましたので、ただいま決定していただきました713番の採用作品を最優秀賞とし、残り4点の作品を優秀賞としてそれぞれ賞金を贈ることとさせていただきますので、ご了解をいただきたいと思います。それでは、ただいま決定いただきました作品の作者名と住所について事務局の方から発表をしていただきます。はい、事務局。

○始良中央地区合併協議会事務局次長（間手原 修）

それでは、作者の住所、氏名を発表させていただきたいと思ひます。最優秀賞の713番につきましては鹿児島市田上二丁目の田中一則さんでございます。それから、番号の若い方からいきますけれども、543番、これにつきましては埼玉県田中さんでございます。それから、ちょうど真ん中にありましたけれども、1,405番につきましては石川県金沢市の米泉さんでございます。それから、2,729番でございますけれども、千葉県柏市の本田さん、それから、最後まで争っていただきましたけれども、2,880番につきましては神奈川県横須賀の奥野さんでございます。5点の中で1点だけ鹿児島の方がいらっしやいまして、その方に選ばれたということでございます。以上でございます。

○始良中央地区合併協議会会長（鶴丸 明人）

入賞されました5名の方には心からお祝いを申し上げたいと思ひます。以上で協議第71号、新市の市章についての協定項目20は終わらせていただきます。ありがとうございました。（拍手）、引き続きまして会議次第5のその他に入りますが、委員の皆さん方から何かございませんでしょうか。

[「なし」と言う声あり]

なければ、事務局の方から、はい、事務局。

○始良中央地区合併協議会企画部会長（塩入谷 政秋）

それでは、先ほどの休憩時間にお配りをしました地域審議会の設置についてのご説明を申し上げたいと思います。この地域審議会につきましては企画専門部の方で協議をいたしておりますが、平成16年の2月の26日の第19回の協議会で地域審議会を設置するよう決定をいただきました。それに基づきまして企画専門部の方で協議をしましてまいりました。幹事会、首長会で内容について了承をいただきましたので、正式な報告事項ではありませんでしたが、関心のある事項であり、また、議会等に提案をした案件でありましたので、協議会の方にもご報告をさせていただきたいと思います。この地域審議会につきましては、新まちづくりの計画の変更等の市長の諮問に応じて答申を申し上げたり、それから予算編成の際の事業等に関する要望やその他必要と認める事項について審議を申し上げ、市長に意見を述べるために各市町ごとに設置することになっておりました。合併後も住民の声を施策に反映をさせ、きめ細かな行政サービスを実現させるために住民や議会の方からなるべく早くこの地域審議会を設置するよう要望が出されておりましたので、これらのことを念頭に置きまして協議をしましてまいりました。それでは、今日お配りしました1枚紙をご覧くださいと思います。まず1の委員の推薦につきましては合併前の10月末日までに各市町の首長が新市長に推薦する準備をしておく。そして合併後新市長が推薦書に基づき委員の委嘱を行う。それから、2の委員の構成につきましては、地域審議会の設置に関する協議、以前決めていただきましたが、今ここに書いてありますとおり、三つの分野から15名以内を委嘱するというふうになっておりました。人数の割り振りににつきましては、各市町それぞれ地域性や、それから事情がありまして、統一した人数を決めることができない状況でありましたので、今ここに書いてありますとおり、実情に合わせて人数の範囲内で選出することにいたしました。それから、その他幅広い年齢層から選出するとともに、クォータ制を取り入れて男女の比率が2割を下回らないこととする。それから、の公募につきましては、10月末日までに委員を推薦する必要があることから、1か月の公募期間を見込んで各市町それぞれ期限に間に合うよう広報紙等で募集することにいたしました。それから、地域審議会の立ち上げ時期につきましては、先ほども申し上げましたが、地域住民の合併に係る不安を解消するために合併後なるべく早い段階でということで区切りのいい平成18年1月からといたしました。以上、地域審議会の設置について協議結果を報告申し上げます。よろしくお願いたします。

○始良中央地区合併協議会会長（鶴丸 明人）

ただいま報告がございましたが、何かございませんでしょうか。

[「なし」と言う声あり]

それでは、特にないようでございますので、この点についてはよろしくお願いを申し上げます。それでは、次回の会議日程等について事務局から説明をお願いいたします。

○始良中央地区合併協議会事務局参事（仙場 裕也）

次回の合併協議会の開催日程でございます。第40回合併協議会は、9月21日（水曜日）午後1時半からこの会場で行います。どうかよろしくお願いたします。

○始良中央地区合併協議会会長（鶴丸 明人）

以上をもちまして本日の議長の役目を終わらせていただきます。皆さん方には長時間のご協力をいただきまして誠にありがとうございました。

○始良中央地区合併協議会事務局参事（仙場 裕也）

これもちまして第39回始良中央地区合併協議会を閉会させていただきます。

「閉 会 午後 3時49分」